

令和7年第4回定例会都市経済委員会会議録

令和7年12月3日
10時00分
全員協議会室

出席者氏名

櫻井 速人 委員長	岡部 賢士 副委員長
加藤 勉 委 員	椎塚 俊裕 委 員
大竹 昇 委 員	大野誠一郎 委 員

欠席者氏名

金剛寺 博 委 員

執行部説明者

副市長	木村 博貴	市民経済部長	中村 兼次
都市整備部長	橋原 剛	都市整備部参事	小杉 茂
市民経済部次長	服部 淳	都市整備部次長兼生活環境課長	廣田 裕一
市民窓口課長	持田 優	地域づくり推進課長	広瀬 雅巳
商工観光課長	櫻井 貴之	農業政策課長	鎌倉 克彦
農業委員会事務局長	糸賀 勉	都市計画課長	秋山 正典
道路公園課長	渡辺 一也	下水道課長	石井 孝幸
生活環境課長補佐	竹中 真司（書記）		

事務局

主査 森下 由佳

議題

議案第3号 龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例について

議案第7号 龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項

議案第13号 令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第5号）

報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項

報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第4号））

報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（和解に關することについて）

○櫻井委員長

それでは、ただいまより都市経済委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、本期定例会において当委員会に付託されました議案第3号、議案第7号、議案第8号の所管事項、議案第13号、報告第1号の所管事項、報告第2号、報告第4号の7案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔かつ明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り簡潔にお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第3号、龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

それでは議案第3号、議案書14ページをお開きください。

議案第3号 龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例についてです。

龍ヶ崎市西部出張所につきましては、市民窓口ステーションの窓口機能の強化・充実を図るため、令和8年4月1日に当該ステーション等を統合することから、改正前の表から西部出張所の名称と位置を削除するものです。

これによりまして、改正後の表では、東部出張所と市民窓口ステーションの表記となります。この一部改正の条例につきましては、令和8年4月1日から施行をしようとするものです。

説明につきましては以上です。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

岡部委員。

○岡部委員

西部出張所を廃止して市民窓口ステーションに統合するということで、以前全協や委員会でも説明を聞いていたので、内容について大体理解はできていますが、住民への説明について、例えば、特に西部出張所の近隣住民に対しての説明などは、どのような状況なのかお聞かせください。

○櫻井委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

本年9月21日と27日の2回、馴柴コミュニティセンターで住民説明会を開催しまして、西部出張所の市民窓口ステーションへの統合に関する説明及びコンビニや市公式LINEなどによる市役所に出向かなくてもできる手続の案内を行いました。

21日については15名、27日は12名の市民の方にご参加いただきました。参加者からは、「高齢者にはコンビニの機械の操作や、LINEはちょっと難しい」、また、「出張所で敬老会の記念品を配っているのですけれども、受け取り場所が近くになくなってしまうとちょっと不便」、「高齢者などが市役所に行けない場合、市に電話すれば職員が訪問する仕組みを検討してくれないか」などといったご意見がございました。

それらに対し、「コンビニの機械操作やLINEが難しい方につきましては、従来どおり窓口に来て

いただくことにはなってしまうのですが、丁寧に対応させていただきたい」ということをお伝えしました。

また、敬老会の記念品の配布場所については、「担当にその旨伝えます」ということや、市へ電話して職員が訪問する仕組みについては、「すぐには実施はできないですけれども、今後の検討課題としたい」といった説明をさせていただきました。

いずれにいたしましても、西部出張所を市民窓口ステーションに統合することにつきましては、ご理解をいただけたものと受け止めております。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

「基本的に近隣のご理解をいただいた」という今のご答弁ではありますが、昭和地区にお住いのご高齢の方から「すごく不便になってしまって不満を持っている」ということで相談がありまして、「お住まいの地区よりも向こうばかりで」といった内容でした。私自身は今回の統合の件は、おおむね市全体の中で考えれば納得しているところもありまして、その方にもそのような説明はしてはいるんですけど、「なかなかやっぱり不満だ」というような声をいただきました。

2回説明会を行って、9月21日は15名、27日は12名が参加されたということでしたが、そのあたりの丁寧な説明が足りているのかについて疑問に思っているところもありまして。実際にはなかなか説明しても納得してもらえない人もいるのかどうか分からぬんですけど。そのあたりについて、先ほど「理解してていただいている」との答弁がありましたら、西部出張所近くにお住いのご高齢の方などには本当に納得していただいているという認識で間違いないのか、再度お聞かせください。

○櫻井委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

先ほど申し上げましたとおり、説明会では市民の方からご意見があり、不便に感じてる方も一定程度いらっしゃると思いますので、対応等については今後検討できるものについてはしていきたいと思います。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

市全体の考え方からいえば、このような流れで統合していくことだと私も理解はできるところなんですが、やはり少なからず、特にあそこを利用していた方々にとってはやはりどうしても不便になるというところがありますので、そのあたりの特に近隣住民への説明というところを更に丁寧に。

4月からスタートするということまだ時間もありますから、引き続き丁寧な対応や説明をお願いしたいと思います。これは要望として、よろしくお願いします。

○櫻井委員長

大竹委員。

○大竹委員

記憶を呼び戻すと、確か15年前に事業仕分けをやったんですよね。そのときには、西部出張所は一つの課題になっておりました。

私自身、そのときにそろばんをはじき、窓口の利用者とスタッフの経費とかいろいろ計算したのですが、確かに、竜鉄の往復運賃を払っても財政的には西部出張所を置くこと自体が思ったよりその受付数が少なかったというような記憶をしております。

そういう中では、西部出張所と窓口ステーションを統合させることは非常にすばらしいことだと思いますが、今、岡部委員からお話をあったように高齢化社会の中で非常にちょっと不便だらうというようなご意見も出てますけども、そういう中で、西部出張所のスタッフ数と、受付数をお教え願えれば幸いです。

○**櫻井委員長**

持田市民窓口課長。

○**持田市民窓口課長**

今年度の数でよろしいですか。

直近の数字で申し上げます。取扱件数で言いますと、一日あたり平均49件、来庁者は一日約20人ご利用いただいているところです。

職員数は、現時点では正職員が2名、会計年度任用職員が2名、合わせて4名です。

○**櫻井委員長**

大竹委員。

○**大竹委員**

受付数は多いなという感じもしたんですけども。

スタッフ数が正職員2名と補助2名ということで、今後統合された場合に、市民窓口ステーションへスタッフは移行するのか、どのような状況になるかをお答えください。

○**櫻井委員長**

持田窓口課長。

○**持田市民窓口課長**

正職員2名に関しましては、市民窓口ステーションに異動して体制の強化を想定しております。

会計年度任用職員につきましては、特にそういう異動は考えておりませんので、今年度限りということでお考えております。

○**櫻井委員長**

大竹委員。

○**大竹委員**

岡部議員からお話をあったように、地区の皆さんに対しての丁寧な説明と周知徹底をよろしくお願いしたいということで、私の質疑を終わりにします。

○**櫻井委員長**

ほかにありませんか。

加藤委員。

○**加藤委員**

持田市民窓口課長から説明がありましたけど、私も9月21日の説明会に出席しました。

「なぜ廃止になるか」ではなくて、「周知が足りないこと」について、参加者が随分言つていらっしゃいました。まちづくり協議会とかでは話してるので、地域で活動してた主だった人には話しているのでしょうかけど、そのあたりをもうちょっと。参加人数は少なかったけど、説明不足について随分意見が出ていたので。

大竹委員からも話があったとおり、AI オンデマンドは文化会館から東側で、西側は公共交通のインフラが整っているという整理をしています。また、AI オンデマンドの運転士が手配できないということで西部はやらないけど、岡部委員が言っていたように、西部地域も場所によっては高齢者が結構多くて、住んでる場所から西部出張所まで果たしていけるかというと、難しいところもあります。

西部地域は相変わらず移動手段の課題がそのままかなと思うので、そのあたりについては要望として、今後検討していただきたいです。

また、西部出張所跡地が駐車場になり、馴柴コミュニティセンターは駐車スペースが15台増えて42台駐車できるようになるということなんですが、あの場所は現状も農協からの借地が多く、自前の駐車場はいくらも持つてないはずです。

ですから、西部出張所は閉鎖して馴柴コミセンはあのまま当面使うということであれば、駐車場用地の問題は、以前農協さんから「返してほしい」といった話が以前届いたこともあって。そうはならなかっただけ。

農協さんへ返してしまったら馴柴コミセンが使えなくなってしまうので、そのあたりについては、農協さんと定期的に情報交換をしておいてほしいなと思います。

回答は特にいらないんですけど、素案の説明会も出てそんな感想を持ちましたので、よろしくお願いします。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

議案第3号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

それでは、議案書の20ページをお開きください。

議案第7号 龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてです。

この条例につきましては、森林法の規定に基づきまして、火入れに関する手続等について必要な事項を定めることを目的に制定されたものです。

その主な改正内容につきましては、改正前の第2条におきまして、申請に必要な添付書類等について規定をしているところですが、これらの規定を規則に委任しようとするものです。

次のページになります。改正前の第14条をご覧ください。

これまで、異常乾燥注意報という文言を使用してきたところなんですが、現在は、乾燥注意報に改められていることから改正をするもので、併せて、その他の文言と字句の訂正をするものです。

また、様式につきましては、条例から削除し、規則へ委任するものです。この改正後の条例につ

きましては、公布の日から施行するものです。
説明は以上です。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
大竹委員。

○大竹委員

火入れは、森林やその周囲 1 キロ以内にある土地で立木や雑草などを計画的に焼却するという定義がなされていますが、許可が必要な理由とその目的を簡単にお答えください。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

火入れに関する根拠法令は、上位法の森林法になります。

第 21 条において、火入れについて規定しており、「森林又は森林に接近している地域で火入れを行う場合、所在する市町村長の許可を受けて指示に従ってでなければ火入れをしてはならない」と定めております。

そのため、当該条例によります森林法の規定に基づき、火入れの許可手続きが必要になります。

また、火入れの目的は複数ございまして、森林では、造林のための地ごしらえとして火入れを行い、落ち葉や枯れ草などの堆積物を除去することで造林後の健全な生育環境を整備する。荒廃地や原野などでは、開墾準備として農地を整備する。いわゆる焼畑などでは、燃焼灰の効果による土壤改良、病害虫などを抑制し、農産物の健全な育成環境を整備する。それらを目的としています。

○櫻井委員長

大竹委員。

○大竹委員

目的はよく分かったんですけども、龍ヶ崎の場合は、どの地区が頻度的に多いのか、そのあたりのところをお答えください。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

過去の実績を見ますと、公文書等の管理記録がございません。直近の 10 年においては許可実績がなく、歴代の担当者等も確認したところ、恐らくになってしまいますが、条例制定後の許可をした実績がない状況でございます。

○櫻井委員長

大竹委員。

○大竹委員

万が一火事になると大変で、恐らく届出をせずに慣習でやってる人もいる感じもします。そういう面ではこの条例を周知徹底していただきたいことを要望して終わります。

○櫻井委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

別ないようですので、採決いたします。

議案第7号 本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 令和7年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項について執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

それでは、議案書別冊1の1ページをお開きください。

議案第8号、令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）のうち、都市経済委員会所管事項についてご説明をさせていただきます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の補正となります。

こちらは、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,195万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、326億7,364万2,000円とするものです。

まず、市民経済部の所管事項についてご説明をさせていただきますが、職員の人事費につきましては、人事異動や各種手当の執行状況に応じた増減が主な理由となります。

また、6ページから13ページまでの債務負担行為補正につきましては、新規の事業のみの説明とさせていただきます。

それでは、5ページをお開きください。第3表、繰越明許費です。

一番上の枠になります。戸籍電算システム標準化改修事業です。

これは、システムの標準化を予定しております戸籍電算システムのうち、戸籍附票システムに関しまして、ベンダーの開発遅延により来年度にシステム移行がずれ込むことから、その改修費用を繰越しさせていただくものです。

続きまして、16ページをお開きください。

歳入となります。

2段目の大きな枠の中で、たつのこ産直市場使用料です。

これは、たつのこ産直市場の売上げ見込みの増額に伴い、施設利用料を増額するものです。

続きまして、17ページになります。

2段目の大きな枠の中で、4番の農林水産業費県補助金、機構集積支援事業費です。

これは、農地パトロール車両リース料燃料費等の機構集積業務に対する県補助金で、補助額の内示に伴い減額するものです。

その下の丸印です。

農地利用最適化交付金です。

これは、農業委員会の運営に係る事務費及び農業委員会等委員報酬に対する県補助金で、補助額の内示に伴い減額するものです。

次の丸印、機構集積協力金交付事業費です。

これは、地域集積協力金に対する県補助金となります。詳細は歳出でご説明させていただきます。

続きまして、21ページをお開きください。ここから歳出となります。

右側の欄、2番目の丸印で、市民窓口ステーション運営費で使用料及び賃借料です。

これは、令和8年2月から窓口案内の充実を図るため、窓口案内システムを導入することから、リース料を計上させていただいたものです。

次に、4つ下の丸印で、新長戸コミュニティセンター建設事業です。

まず、役務費につきましては、電話回線導入経費となります。

その下の委託料につきましては、イントラ系システム設定と、無線LAN設置費、回線導入費となります。

その下の工事請負費につきましては、交差点名の看板交換工事を行うものです。

続きまして、28ページをお開きください。

上から3番目の丸印で農業総務事務費です。

これは、湯ったり館で使用してきたマイクロバスの官公庁オークションへの出品に伴うシステム手数料となります。

その下の丸印、農地中間管理事業です。

これは、地域集積協力金の交付対象面積が確定したことに伴う県の補助金で、大塚上地区へ支出を予定しているところです。

その下の丸印で、たつのこ産直市場管理運営費です。

これは、たつのこ産直市場における支払いで、電子決済が増加したことに伴いキャッシュレス決済手数料を増額するものです。

その下の丸印、病害虫防除対策事業です。

これは、ジャンボタニシ防除に対する補助金について、執行実績に基づき減額をするものです。

その下の丸印で、農業危害生物防除対策事業です。

これは、ナガエツルノゲイトウ防除に対する補助金について、発生圃場面積の増加に伴い、補助金を増額するものです。

以上が、市民経済部の所管事項についての説明となります。

○櫻井委員長

橋原都市整備部長。

○橋原都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項についてご説明申し上げます。

まず、5ページをお開きください。

上から二枚目の表、第3表、縹越し明許費です。

表の上から3段目、8、土木費、2、道路橋梁費、道路排水管理費です。

こちらは、佐貫西第1号水路排水ポンプ場更新工事の制御盤の製作に日数を要することから、年度内でのポンプ場更新工事の完了が困難なため縹越しするものでございます。

続いて、その下の道路改良事業です。

こちらは市道第5—70号線ほか、砂町地区道路排水基本計画設計業務委託が入札不調となり、改めて発注した場合に、適正な履行期間の確保が困難になるため、縹越しするものでございます。

続いて、6ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正でございます。

こちらにつきましては、年度当初に契約の履行が必要なものについて、本年度中に手続を行うために、債務負担行為として設定するものでございます。

こちらにつきましては、新規事業のみの説明といたします。

11ページをお開きください。

中段の上から8段目になります。龍ヶ崎市駅東口駅前広場交通誘導業務委託契約です。

こちらは、新たに債務負担行為を設定するもので、駅前広場の円滑な交通環境を維持するためには、交通誘導員を配置するための委託費でございます。

新たな利用者が増える4月に適時に配置してまいりたいと考えております。

そのほかの債務負担行為補正につきましては、例年と同様に債務負担行為を設定するものになるため、割愛させていただきます。

続きまして、13 ページをお開きください。

第5表、地方債補正の変更分になります。

上から2段目、地方道路等整備事業です。

こちらは市道1-380号線（佐貫3号線）整備事業における土地購入費の増額補正に伴い、起債限度額を1億9,260万円から710万円を増額し、1億9,970万円とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

17 ページをお開きください。

一番下の表、22、市債です。

上から2段目、土木費債の地方道路等整備事業債です。

こちらにつきましては、第5表、地方債補正でご説明したとおりでございます。

続きまして、歳出になります。

21 ページをお開きください。

2、総務費のうち、上から2段目、10、地方振興費のコミュニティバス運行事業です。

こちらは、Microsoft Windows 11への対応に伴い、デジタルサイネージの更新費として125万1,000円を増額するものです。

続きまして、29 ページをお開きください。

上から3枚目の表、8、土木費のうち、上から2段目、2、道路維持費の道路管理民間移行事業です。

こちらは、道路除草業務委託及び街路樹剪定業務委託の処分料の不足に対応するとともに、藤ヶ丘、松ヶ丘地区における街路樹剪定業務、及び川原代地区の道路用地に係る高木伐採等の追加発注に伴い、432万9,000円を増額するものでございます。

続いて、その下、道路排水管理費です。

こちらは佐貫西第一1号水路排水ポンプ場更新工事費について、物価上昇や人件費の高騰に伴い、215万2,000円を増額するものです。

続いて、同じ枠の中、3段目、3、道路新設改良費の市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業です。

こちらは、用地交渉が進展したことに伴い、事業用地購入に係る登記事務費25万3,000円と土地購入費772万3,000円、補償、補填及び賠償金6万2,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、30 ページをお開きください。

上から3枚目の表8、土木費のうち上から2段目、4、公園費の都市公園管理費です。

こちらは、公園等やトイレ設備、遊具等の修繕か所の増加により、需用費の修繕料を200万円を増額するものでございます。

続きまして、31 ページをお開きください。

上から一枚目の表8、土木費のうち、1、下水道費の下水道事業会計繰出金です。

こちらは、下水道事業会計への繰出金としまして、雨水マンホール鉄蓋購入に係る材料費の増加により、下水道事業会計負担金を153万6,000円増額するとともに、事業費減少に伴う企業債元金及び利子、償還金の減額により、下水道事業会計補助分を676万6,000円減額し、差引きで523万円を減額するものでございます。

説明については、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

何点か質問させていただきます。

まず、21ページのコミュニティセンター費の新長戸コミュニティセンター建設事業で、役務費、委託料、工事請負費の増額ということで、いろいろご説明いただきましたが、長戸コミュニティセンター建設は増額を含めて、今、総事業費としてはどのぐらいの金額になっているのか聞かせください。

○櫻井委員長

広瀬地域づくり推進課長。

○広瀬地域づくり推進課長

新長戸コミュニティセンターの工事費につきましては、現在、中間手数料、工事費を含めて、4億4,900万円を当初予算に計上させていただきまして、今回、409万円を合算して約4億5,000万円の工事費となっております。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

順調に進んでるのかとは思うんですが、今後のスケジュール的なところ、オープンの見込みですか、そのあたりについてお聞かせください。

○櫻井委員長

広瀬地域づくり推進課長。

○広瀬地域づくり推進課長

建設につきましては、予定どおり進んでいると確認しております。

供用開始につきましては、令和8年の4月を予定をしておりますが、そちらの開館日につきましては地域の協議会を含めて協議しまして、4月中の供用開始を目指しているところです。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

順調に進んでいるということですね。地元との協議もしっかりやりながら、新しくスタートできればいいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、28ページの農業振興費の農業危害生物防除対策事業がナガエツルノゲイトウの防除で面積が増えたということなんですが、具体的にどのあたりの場所か、どういったところが増えたのか、当初どういった場所が防除の対象になっていたのかについて、お聞かせください。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

ナガエツルノゲイトウの防除についてお答えします。

最初に確認されたのは半田地区、長峰地区付近の生息が最初確認されました。その後、川原代地区でも確認されました。川原代地区の予算が足りないために、今回補正をさせていただいた経緯です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

初步的なところの質問になってしまふかも知れないんですけど、ナガエツルノゲイトウは川などで増えて、たちの悪い植物という認識ではいるんですけど、長峰地区、半田地区、川原代地区というのは、川や水路など、具体的にはどういった場所に生息してしまったんでしょうか。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

最初は新利根川流域の中で繁茂し、その流れに沿って川伝いに水路等を伝って繁殖が進んでいると聞いております。

また、生えているところの草刈りをして、刈った草をトラクターなどで運んでしまうと、草が落ちたところから繁茂してしまうというような状況が発生しています。基本は水路が多いです。水路から田んぼの中に入つて繁殖していくようなイメージかと思います。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

水路から田んぼにまで行くということで、そんなに広がっているということに驚いたところなんですけど。

恐らく、新利根川は県の管理で、県でも対応をいろいろ苦慮してゐるところなんだと私は思いますが。そのあたり、元が川から来たものだと思うんですけど、防除に関しての県との連携ですか、何かやってることがあるのか、もしくは、検討しているものがあるのかをお聞かせください。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

近隣の市町村と一緒に話し合いをしており、今後、国等に要望していく予定です。

○櫻井委員長

廣田生活環境課長。

○廣田生活環境課長

茨城県と関係団体、稲敷市・利根町・河内町・龍ヶ崎市で構成した協議会がございまして、ナガエツルノゲイトウの今後の対策について、協議を行つてゐるところでございます。

また、先月、その協議会におきまして新利根川のナガエツルノゲイトウを駆除するため、一斉防除を一日行いました。なお、今ほど説明があったように、市長と関係市長が今月ナガエツルノゲイトウ対策の要望に行く予定となつています。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

県で一斉防除を行ったということで、近隣自治体共通の課題として認識されているというところでは理解できました。完全防除は多分全国的にまだ事例もない難しい案件なんだと思いますが、被害が拡大して予算がどんどん上がっていくのは仕方がない部分もあるとは思いますが、何とか一斉に完全に駆除できるのが一番いいんだと思いますので、大変な案件だとは思いますが、特に県との連携を強めていただくように、引き続きよろしくお願ひします。

続きまして、29ページの道路維持費で、道路管理民間移行事業ということで、除草ですとか街路樹剪定の増額補正ということでしたが、具体的には、特に今年がひどい状態ということで、特別そういう成長が早かったりしたものなのか、それとも傾向として年々こう増えているものなのか、状況についてお聞かせください。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

除草の処分料に関しましては、肌感覚ですが、今年度に限っては暑さが厳しく草が繁茂する時期も早かったために、例年に比べますと処分料が増えている傾向にあると感じております。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

「肌感覚で今年は特に暑さも影響して」ということですが、私も何となく、肌感覚的には年々草の状況や木の生育状況がひどくなっている、予算もどんどん膨れ上がっているのかなっていうのを感じているところがあります。

議会からも、いろいろな方が多分今まで意見されてたかとは思いますが、毎年毎年、何度も何度も除草したり剪定をしたりを繰り返すというよりは、抜本的に特に街路樹は大きく育ち過ぎてしまっているものは、ある程度それこそ伐採してしまう方法もあるかと思います。

いろいろな方法があるかと思うのですが、生えてしまったら刈るというのは仕方がないところだと思うんですけど、根本的に高木をなくすなど、そういった長期を見据えた除草や剪定の計画的なものは考えているのでしょうか。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

道路除草に関しましては、植栽等がなくなってしまって草だけが生えているようなところが一部であります。直営で舗装を今年も何か所かやったところはあります。

また、街路に関しましては、大木化・老木化している木に関しては伐採を進めているところはあります。長期的な計画となるとそこまでは至っておりません。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

今、LINEを使って一般市民の方々からも通報できるシステムがあって、問題があるような場所の情報把握はやりやすくなっているとは思います。私も結構そういう相談が増えているようなイメー

ジがありまして、特に街路樹がそうだと思うんですけど、ある程度長期的な計画で間引くところは間引くなどができるれば、当然住民も住みやすく不満もなくなっていくところだと思いますので、ぜひ中長期的な計画などの検討も、これは意見としてよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○櫻井委員長

ほかにございませんか。

加藤委員。

○加藤委員

岡部委員から街路樹の管理の話があったので。

岡部委員が言ったとおり、少し間引く必要あると思うんですよね。特にニュータウンは、私が一般質問しましたけれど。販売のときに見栄えがいい状態で植栽されているので。

街路樹の間の距離が短く、公園もそうだけど、うっそうとしてしまって少し管理するしかないかなと思うんだけど、「緑の潤いのあるまち」が、龍ヶ崎の一つ売りではある。

それは、一つには市街地が四つに離れて、その周りが自然に囲まれた住宅環境だから、私は将来の計画を立てる場合も、龍ヶ崎市の基本的な街の色合いを表しているのは緑だと思うので、そこはやはり大事にしていってほしいなと思ってるんですよね。

また、もう一つ要望があって、道路管理や街路樹について、例えば「木が折れて道路側に落ちますよ」とか、「道路上に落ちているものがあって危ないですよ」と私も一度LINEでやってみました。

ただ、その結果が今の役所のLINEの仕組みだと、とても分かりにくくて、どこに載っているのかなど。一度担当課に聞いたら、担当の職員もすぐ探せなかったぐらいの仕組みだったので、それはちょっと問題かなと思ったので、せっかくLINEで通報できる仕組みあるんであれば、そこを改善してほしいなと思います。

2件とも要望なので、意見として言わせていただきました。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

大野委員。

○大野委員

17ページの歳入、県支出金の農林水産業費県補助金、機構集積協力金交付事業費329万3,000円。

28ページには、農業振興費の農地中間管理事業で歳出になっておりますけれども、この機構集積された面積そして単位単価、それから目標の集積率、そして結果集積率をお願いしたいと思います。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

積算根拠をお答えします。

交付単価は10アール当たり2万8,000円となっておりまして、今回、対象面積が1,176アールということで算出しております。

目標といいますか、今回、令和7年度は大塚上地区で活用されてるんですが、活用率が88.2%。一応これ活用できる補助の要綱としましては、80%を超えた地区が協力金の補助対象となります

で、今回、大塚上地区が対象となったという経緯でございます。

目標ということでございますが、目標は一応超えておりますので、これからも集積できるところは隨時行ってまいりたいというふうに考えております。

○櫻井委員長

大野委員。

○大野委員

今のお話ですと、集積率が 88.2% ということでよろしいですか。

全体の面積が 1,176 アールということですから、11 丁と 7 反歩っていう感じでよろしいんですね。それで、この集積というのは何軒の農家で集積になったわけですか。

それと、集積できないところは小さいながらも農家が残ってるという意味かと思いますが、どうでしょう。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

今のところ件数まではおさえておりません。

○櫻井委員長

大野委員。

○大野委員

分かりました。

結構です。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

椎塚委員。

○椎塚委員

2 点ほどお伺いします。

まず、29 ページの道路新設改良費なんですけども、市道第 1-380 号線（佐貫 3 号線）の公有財産購入費。

土地を購入したことは分かりますけど、佐貫 3 号線に関しては、土地の買収はこれで大体終わりなのでしょうか。まだ残りがあるのでしょうか。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

佐貫 3 号線の用地買収に関しては、今回、補正の承認をいただいて契約に至れば、最後の地権者となります。

○櫻井委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

そうしますと、開通は予定どおり来年でしたか、今年でしたか。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

開通につきましては、令和8年・令和9年度はまだJRの橋梁工事を施工中でございます。橋梁工事が終了後、県道八代庄兵衛新田線の交差点の接続部分の工事や、橋梁の付属工事等を行いまして令和10年度中の開通を予定しております。

○櫻井委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

もう一点、31ページ、土木費の市営住宅管理費の委託料で350万の詳細を教えていただきたいと思います。

○櫻井委員長

所管委員会が異なりますので。

加藤委員。

○加藤委員

大野委員の質問を聞いて質問したくなったというか、そのうちにいろいろ準備して一般質問をやろうと思ってるんですけど。ここ数年、28ページに先ほどお話のあった補助金と、農地中間管理事業が載ってるんですけど、大規模にやられてる農家さんが、条件の悪いところを相当返していく。

この状態が続くと、恐らく龍ヶ崎市の風景 자체が変わってしまう。荒れた土地が返されても、新しく耕作してくれる方を探すのは大変難しいようで、私も相談を受けて探してるんですけど、なかなか見つからない。そうは言っても、農地として使用しなくとも、土地改良区から負担金は来る。

恐らく3年ぐらい農地を放置しておくと農地での復元は難しいのと、大野委員さんからもいろいろ情報をもらうんですけど、場所によってはその下の状態が悪くて委託になじまないところもあるので、今やってる中間管理機構の組織を抜本的にもう少し強化していくかないと、恐らくそんなに遠くない時期に、遊休地が相当増えてしまうと思うので、そこについてはぜひ力を入れてほしいと思います。

現時点では、農政課でたくさん相談を受けてると思うんですけど、それについてどんな認識を持ってらっしゃるのか教えてもらいたいのですけれども。

例えば、何人からどのぐらいの面積で相談を受けてるとかそういうことじゃなくて、日常的にいろんな相談が来ていると思うので、今後、どんな方向で市のほうも強化していくと考えていらっしゃるのか、考え方をちょっとお聞きしたいのですが。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

農地の扱い手がなかなかいないような状況が続いているので、面積が大きすぎて手放す方もいるような相談を受けています。

地域の話し合い、地域計画という形で今話し合いを進めているので、その中で出された課題というか、そういう話があった場合に、一つ一つクリアしていくじゃないんですけども、課題解決につながっていけばと思って今進めているところでございます。

○櫻井委員長

加藤委員。

○加藤委員

もっといろいろと聞きたいんだけど、後で一般質問でやろうと思います。

○櫻井委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号、令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第5号）について、執行部よりから説明願います。

橋原都市整備部長。

○橋原都市整備部長

それでは、議案書の別冊2をご覧ください。

1ページをお開きください。

議案第13号 令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

この補正予算につきましては、マンホール鉄ぶた購入による材料費の増額、企業債の借入れ条件確定に伴う権利償還金の増減と、これら支出の増減に対する企業債、一般会計補助金収入の増減が主な内容となります。

まず、第2条、収益的収入及び支出です。

収入は、第1款、公共下水道事業収益、第1項、営業収益について雨水マンホール鉄ぶた購入による材料費の増額により、一般会計からの雨水処理負担金を153万6,000円増額するものです。

次に、第2項、営業外収益については、下水道事業債、特別措置分の借入れの条件確定に伴う企業債償還利子の減額により、一般会計補助金16万7,000円を減額するものです。

次に、第2款、農業集落排水事業収益、第2項、営業外収益については、資本費平準化債の借入れの条件確定に伴う企業債償還利子の減額により、9万2,000円を減額するものです。

次に、支出は、第1款、公共下水道事業費用、第1項、営業費用について213万2,000円の増額補正となります。

内訳といたしましては、道路公園課がゼロ市債として実施する舗装補修工事に必要なマンホール鉄ぶたの購入に伴う材料費の増加により236万4,000円を増額、正職員分、時間外勤務手当を19万円減額、正職員分共済組合負担金の9月提示決定により、法定福利費を4万2,000円減額するものです。

次に、第2項、営業外費用について、借入れ条件確定に伴う企業債償還利子の増額により、企業債利息を6万1,000円増額するものです。

次に、第2款、農業集落排水事業費用、第2項、営業外費用については、農業集落排水事業資本費平準化債借入れ条件確定に伴う企業債償還利子の減額により、企業債利息を9万2,000円を減額するものです。

次に、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出です。

収入は、第1款、公共下水道事業資本的収入、第2項、他会計補助金について、下水道事業債特別措置分の借入れ条件確定に伴い、元金償還金の減額により、650万7,000円を減額するものです。

次に、支出は、第1款、公共下水道事業資本的支出、第1項、建設改良費について、正職員分共済組合負担金の9月提示決定により、法定福利費を2万7,000円増額するものです。

次に、第2項、企業債償還金については、借入れ条件確定に伴う企業債償還元金の減額により、735万8,000円を減額するものです。

次に、第4条、議会の議決を得なければ流用することができない経費。

第5条、他会計からの補助金、並びに第6条利益剰余金の処分については、今回の補正予算に伴い、それぞれを改めるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第7条、債務負担行為です。

一番上の段、公共下水道ポンプ場等維持管理業務委託契約については、佐貫排水ポンプ場、佐貫第1号雨水ポンプ場、佐貫2号雨水貯留管、地蔵後中継ポンプ場、マンホールポンプの維持管理業務となります。令和8年4月1日から施設の維持管理を実施することから、令和7年度中に契約する必要があるため、限度額550万円を設定するものでございます。

次に2段目の、農業集落排水処理施設等維持管理業務委託契約については、板橋・大塚地区浄化センター及びマンホールポンプ11か所の維持管理業務となります。こちらについても、令和8年4月1日から施設の維持管理を実施し、令和7年度中に契約する必要があるため、限度額365万2,000円を設定するものでございます。他の契約につきましても、例年と同様に債務負担行為を設定するものとなりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、4ページからの補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、補正予算給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、令和7年度注記、補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、ご覧いただきたいと思います。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○櫻井委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

加藤委員。

○加藤委員

補正で載っているんですけど、例えば、今後、下水道計画ってどうなっていくのかなと思うときあるんですよね。

整備エリアがあつて、整備計画エリアがあつて、整備区域があつて、去年の3月あたりに下水道事業などの経営戦略みたいな計画を作っていたと思うんですけど。人口が減って、八潮市の問題なんかもあつたけれど、管の更新をする時に投資効果が悪い町、住宅の密度がないところの管を交換していくので、先々どんな感じで考えていらっしゃるのか、考え方だけお聞きできれば。

○櫻井委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

今後の下水道計画の方向性ですが、新規整備につきましては、ほぼほぼ概成しているのかなというところであります。

代表的なところを申し上げますと日立建機、QizMALL 龍ヶ崎など、面積を多く持っている1か所だけ繋げばというところが何か所か残っておりますが、新規については、ほぼほぼ概成しているのかなというところです。今後の見通しとしましては、新規敷設というよりは維持管理の時代に移つてまいります。

その中で、計画という名のつくものも下水道ではいろいろございまして、経営戦略もありますし、ストックマネジメント計画というのもあります。また、経営戦略という部分では、予算的なこともありますので、起債や交付金、使用者からいただく使用料、そのあたりの収入減をうまく活用しながら、維持管理に努めていきたいと考えております。

○櫻井委員長

加藤委員。

○加藤委員

そうなのでしょうけど。

これは答弁求めませんけど、このまま人口が減っていくと、恐らく市街化区域の逆線引きが先々きっと出てきて、下水道工事は結構お金がかかるから、以前、私が都市計画課にいて下水道の担当とも話したことがあるんだけど、公共下水道ではなく合併浄化槽でちょっと乱暴な言い方すると、ただで差し上げてしまったほうがコスト的にはかからなくなる時代が来るのかなと思っていて。

先々は龍ヶ崎みたいな市街地構造だと、人の財産だから勝手にこちらへ引っ越してくださいという話にはならないでしょうけど。

投資効率の悪い下水道事業はどこかで大胆な見直しをかけていかないと、恐らく維持できないのかなと思ってて。そういうことをイメージしながら、先々の長期計画を検討していただければと思います。

要望です。

○櫻井委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

おっしゃるとおり、そういうこともございます。

以前、平成25年に業務委託で全体計画の見直しをしました。

簡単に申し上げますと、以前は家の張りついているところは全て下水道を整備するという内容になつてましたが、浄化槽のほうがいいのか下水道のほうがいいのかというのを全部試算しまして、平成25年に業務委託をかけて、平成26年に大幅に下水道区域を減らしたという経緯があります。

確かに人口減少による維持管理が困難な時代も来ると思いますので、そういう面では広域化や共同化というような内容も盛り込んだ上で、いろいろ検討しながらそのあたりの内容で進めていきたいと思います。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度 龍ヶ崎市一般会

計補正予算（第7号）の所管事項について、執行部より説明願います。

橋原都市整備部長。

○橋原都市整備部長

それでは、議案書別冊2をご覧ください。

31ページをお開きください。

報告第1号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）でございます。

こちらは、地方自治法第179条、第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

こちらは、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ814万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325億2,169万2,000円とするものでございます。

なお、繰越金の説明につきましては総務部所管となりますので割愛させていただきます。

37ページをお開きください。

歳出の8、土木費の下水道費、下水道事業会計繰出金です。

こちらは、下水道事業会計への繰出金といたしまして、路面下空洞調査委託費の新規計上により、下水道事業会計負担金814万3,000円を増額するものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第4号））について、執行部から説明願います。

○櫻井委員長

橋原都市整備部長。

○橋原都市整備部長

議案書の別冊2をご覧ください。

39ページになります。

報告第2号、令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

こちらの内容につきましては、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故を受けて実施をいたしました全国特別重点調査の一次調査結果を踏まえ、道路の下に空洞がないかを確認する路面下空洞調査の二次調査を実施する必要が生じましたことから、専決処分を行わせていただいた補正予算でございます。

まず、第2条、収益的収入及び支出です。

収入は、第1款、公共下水道事業収益、第1項、営業収益について、路面下空洞調査委託費に対する雨水処理負担金814万3,000円を増額するものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出です。

収入は、第1款、公共下水道事業資本的収入、第1項、企業債について、路面下空洞調査委託費のうち、国庫補助金の同等額を起債対象とするため、510万円を増額するものでございます。

次に、第3項、国庫補助金について、国より内示のありました大規模下水管路特別重点調査等事業補助金のうち、事業に充当分を追加で予算計上し、517万1,000円を増額するものです。

次に、支出は第1款、公共下水道資本的支出、第1項、建設改良費について、路面下空洞調査委託費の新規計上により、1,841万4,000円を増額するものでございます。

次に、40ページからの第4条、企業債及び第5条、利益剰余金の処分については、今回の補正予算に伴いそれぞれを改めるものでございます。

次に、41ページからの予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、令和7年度注記、補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、ご覧いただければと思います。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

八潮市の事故を受けてから次々とこのような補正が上がって来て、今回、二次調査の専決ということですが、市内も、県の管理の下水道と、市の管理の下水道があって、どこが緊急の調査が必要なのかが分かりづらいです。

可能な範囲で、特に緊急で今調査が必要になっている場所、今回の事故を受けてからの調査の進捗具合、今後の見通しなど、分かる範囲で説明していただきたいのでよろしくお願いします。

○櫻井委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

今回の重点調査、県の管理部分につきましては、県のホームページで細かく示されてはいないんですが、ある程度この路線というものは、県で公表されております。

市につきましても、2メーターを超えるところ、また1994年以前に設置されたところということで、一次調査を行いました。

その結果、污水管では該当するところがございません。

今回は雨水管、雨の水を流すところになりますので、細かく場所を申し上げるのは難しいところですが、大きな野球場などで利用されている調整池に接続される近場の管渠などの調査を行いました。

確かに緊急度の高いものも見つかっているんですが、緊急度もクラックが入っているなどいろいろな種類がありまして、今回は9割方、「爆裂」と申し上げましてちょっとと言葉は怖いんですが、コンクリートの表面が剥がれるような、中の鉄筋がさびて剥がれているようなところが大半見つかっております。

そういうところに関して、個人的な見解ではあるんですが、外の土を吸い出してしまって、空洞になってしまうというところは感じられないのですが、今回「そのようなところに空洞がないかどうかの調査をしなさい」と国から指示を受け、今回の専決処分において、二次調査の空洞調査を行います。

また、今後の方向性としましては、一次調査で見つかったところは修繕を1年以内に行う予定であります。

なお、二次調査である空洞調査につきましては、既に専決処分をさせていただいて契約のほうが

整っておりまして、既に着手しております。その結果を2月までに国に報告することとなっておりますので、調査結果がわかり次第、周知・報告も行っていきたいと思います。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

そうしますと、今回の調査結果で、ある程度危険な場所の把握に関しては大体分かったというようなことによろしいんでしょうか。

○櫻井委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

危険な場所というとちょっと不安を煽ってしまうところあるんですが、下水道管渠内の損傷があるような場所が数か所見つかりました。これらは、個人的な見解になりますが、管の外に空洞をつくってしまうような損傷は見受けられませんでしたが、調査をしてみないと分かりませんので、管の外側の空洞調査を行うというものです。

調査方法は、ボーリングのようなもので、土の締まり具合を掘って調べたり、レントゲンの機械のようなものをつけた調査車を走らせたりして空洞がないか調査を行いますので、なかなか「危険性があります」というお話にはならないのですが。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

分かりやすく説明ありがとうございます。

恐らく、八潮市の事故が発生するまでは、今回のような調査は、定期的にはほとんどやってなかつたと思うんですけど、今後は何年かおきに定期的なこのような調査が必要になってくるものなのでしょうか。

○櫻井委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

管の中の調査につきましては、当然私たちは下水道の管を維持管理していく義務がありますので、管の中の調査・補修・修繕は以前からやっておりまして、これが今回でいう一次調査にあたります。

今回の空洞調査につきましては、私どもも初めて行う調査ですので、今後、国で示す維持管理の緊急性の指針というのが改められれば、「こういう調査をやりなさい」ということが示される可能性もあります。

しかし、今の時点では「今後もこれを引き続きやっていきなさい」というような話が出ておりませんので、通常の下水道管路内の調査補修というのを継続していく状況です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

そうしますと、今の時点では先ほど加藤委員からもあった計画ですとか、ストックマネジメントなどについて、大きな変更は「やる必要はない」というようなことだとは思いますが、国からいろいろな話がおりてきているところで、今回の八潮市の一件を受けて下水道に関しては、大きな転換期というか、長期的な計画見直しというところにきてるかと思います。

安全な利用や衛生的なところで、下水道の整備を進めるという意味合いもあると思うので、引き続き、安全な運用と長期を見据えた計画について、よろしくお願ひいたします。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

報告第2号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第4号、専決処分の承認を求めるについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

橋原都市整備部長。

○橋原都市整備部長

それでは議案書 30 ページ、31 ページをお開きください。

報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（和解に関することについて）でございます。

これは、地方自治法第 179 条、第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和 7 年 7 月 23 日午後 9 時頃、龍ヶ崎市羽原町 312 番地 2 地先の市道第 II-9 号線において、龍ヶ崎市に在住の方が運転する小型乗用車が対向車と擦れ違うために、当該道路の路側帯部分を走行していたところ、当該道路と市道第 4-276 号線が接する部分に生じた段差により、当該、小型乗用車の左側前輪タイヤを破損させた事故でございます。

損害賠償金額については、市の過失割合が 30% で、損害賠償額が 3,540 円として和解が成立したものでございます。

説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○櫻井委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

加藤委員。

○加藤委員

関連はしていないのですけど、年に何回かこのような内容が出てきて、市道の延長距離は相当あるから、路盤とそのわきの民地との境界に段差ができてしまうところはあると思います。

仕方がない面もあると思うのですが、日常の道路点検をどのようにされてのかと、具体名を言ってしまうと、半年も経たないのですでに補修してるかどうかわからなのですが、旧長戸小学校のところから塗戸地区に入る道路、両サイドが畑でソーラーパネルをやってるところですが、相当路盤と土の部分の段差があって、同じような事故が起きる場所かなあと思って、その割には塗戸地区の人がよく通る道路かなと思ってたんだけど。

そういう地区は他にもありますが、あの場所はよく通るので気になっています。
お伺いしたいのは、一つは、日常の市道の道路点検をどうされてるのか、もう一つは、具体的に塗戸の集落の生命線道のようなところですけど、あのあたりの補修は考えてらっしゃるのかについて教えてください。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

通常の道路の管理につきましては、今年度からシルバー人材センターに週に1回道路見回り業務を委託しておりますので、その業務の中で上がってきた箇所を職員が確認し対応しております。

また、市民の方からの通報やLINEでの通報があった場合にも、場所の確認、現場の状況等を確認して、直すべきものは直す、経過観察するべきものは経過観察してするような状況です。

また、長戸小学校の道路に関しましては、直してほしい旨の依頼が来ていた記憶があるのですが、その後、対応したかどうかについて記憶が曖昧なのですが、来年度から小学校につながる道路の改良工事に着手しますので、併せてできることはやっていきたいと思っております。緊急度合いを確認するために、一度現場を確認いたします。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

報告第4号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

終わり間際に、申し訳ございません。

先ほど大野議員からの土地の集積でお答えできなかった点について補足させていただきます。

集積範囲は、土地改良事業ということですので、新たに立ち上がった農業組合法人、大塚町の耕作者1者です。そこに8人の担い手がいるというような状況になっております。

ちなみに先ほど、交付対象となる農地面積を申し上げたんですが、全体の計画面積は2,635アール。農地集積面積が2,323アールです。これで集積率が88.2%。今回交付対象になったのが1,176アールという状況でございます。中間管理を通してない農地がございますので、100%にはなっていません。

○櫻井委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

これをもちまして、都市経済委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。